



牛久市事業者支援金

牛久市では新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上に影響があった市内中小企業・小規模事業者を対象に、国の持続化給付金の対象とならない事業者へ牛久市独自の支援金を一律 20 万円支給します。

支給額

法人・個人事業者ともに、一律 20 万円を支給

支給要件

- ・法人の場合：本店を牛久市内に置いていること
 - ・個人事業者の場合：住所を牛久市内に置いていること
 - ・支援金支給後も事業を継続する意思があること
- ※ 同規模の社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人も対象です
※ 政治団体、宗教組織、暴力団関係者は対象に含まれません

支給対象者

次のいずれかに当てはまる者

(1) 2019 年以前から事業収入(売上)がある事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 1 月から 12 月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で 30%以上 50%未満の範囲で減少した事業者

(2) 2019 年中に創業した事業者

2019 年 1 月 1 日(火) から 12 月 31 日(火) までの間に事業を開始し、2020 年 1 月から 12 月までのいずれかの月の売上が、2019 年の月平均の売上に比べて 30%以上 50%未満の範囲で減少した事業者

(3) 2020 年 1 月 1 日(水)から 2020 年 4 月 17 日(金)までに創業した事業者

(4) 上記に掲げる者の他、趣旨・目的に照らして市長が適当であると認める者

減少率の計算方法

$$\text{【減少率(%)】} = \text{【c】} \div \text{【b】} \times 100$$

上記の減少率が30~50%未満であることが支援金支給の条件となります

- 【a】 2020 年中の任意 1 か月の売上
- 【b】 (1) 2019 年以前から事業収入(売上)がある事業者の場合
⇒ 【b】 2019 年中の同月 1 か月の売上(※1)
(2) 2019 年中に創業した事業者
⇒ 【b】 2019 年中の 1 か月平均の売上(※2)
- 【c】 売上高の減少額(【b】 - 【a】により求めます)

※1 【a】と【b】はともに同じ月で比較してください

※2 年間事業収入を設立後の月数で割って算出してください

(設立した月は、操業日数にかかわらず 1 か月として計算します)

申請期限 令和3年1月15日（金）まで

申請方法

「牛久市事業者支援金交付申請書兼請求書」及び「誓約書」を記入の上、振込口座がわかる申請者本人名義の「通帳の写し」と「本人確認書類の写し」に下記の書類を添えて、市商工観光課へ郵送してください。感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力をお願いします。

【申請に必要な書類】

（共通）「牛久市事業者支援金交付申請書兼請求書」及び「誓約書」

(1) 2019年以前から事業収入(売上)がある事業者

(2) 2019年中に創業した事業者

1. 中小法人等

- ・2019年の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
- ・2020年の対象月の売上台帳等

2. 個人事業者

(a)青色申告を行っている場合

- ・2019年分の確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控え
- ・2020年の対象月の売上台帳等

(b)白色申告を行っている場合

- ・2019年分の確定申告書第一表の控え及び同年対象月の売上台帳等
- ・2020年の対象月の売上台帳等

(3) 2020年1月1日(水)から2020年4月17日(金)までに創業した事業者

1. 中小法人等

- ・設立から申請時までの月次の売上が確認できる売上台帳等
- ・履歴事項全部証明書
- ・賃貸借契約書の写しや公共料金領収書の写しなど創業が確認できる書類
(法人名義で契約したもの)

2. 個人事業者

- ・設立から申請時までの月次の売上が確認できる売上台帳等
- ・個人事業の開業・廃業等届出書、又は事業開始等申告書
- ・賃貸借契約書の写しや公共料金領収書の写しなど創業が確認できる書類
(本人名義で契約したもの)

※その他、必要な書類を求める場合があります

送付先

〒300-1292 牛久市中央3丁目15番地1

環境経済部 商工観光課 事業者支援金担当

電話：029-873-2111(代) 内線 1521・1522・1523